

高山振興ワークショップ事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

高山振興ワークショップ事業

(2) 実施目的

高山地域は、全国的にも有名な茶釜、編針、茶道具の産地であり、豊かな自然景観や歴史・文化資産、そして毎年秋に開催される高山竹あかりといった魅力的な地域資源を有する。本事業は、これらの地域資源を最大限に活用し、高山地域の魅力を高めることを通じた交流人口のさらなる増加と地域活性化を図ることを主たる目的とし、以下(ア)～(エ)の実現を目指す。

(ア) 地域内外の多様な人々(地元住民、これまで高山町に来たことがない者、幅広い年齢層を含む)が「協創」のプロセスを通じて主体的に関わり、地域内の新たな繋がりと活動を生み出すこと。

(イ) 参加者が高山地域の資源を活用した魅力的な催事を企画・実施し、来訪者に高山町の魅力を体感してもらうこと。

(ウ) 催事やワークショップを通じて、知識、経験、人的ネットワークといった資産を築き、次年度以降に継承すること。

(エ) 協創する多様な主体が自立的・持続的に地域活性化の取り組みを継続できる体制を構築すること。

(3) 業務内容

- ① 地域資源の活用
- ② 催事の周知、募集
- ③ 催事の受付
- ④ 催事の選考
- ⑤ ワークショップ実施
- ⑥ 催事開催支援
- ⑦ 管理業務
- ⑧ フィードバック業務

※詳細は「高山振興ワークショップ事業仕様書」を参照のこと。

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日(火)

受託者が上記①～⑧の業務を終了し、本市の検査を完了した時点で、業務期間内であっても事業を終了することができる。

2. 業務に要する費用(予定価格)

6,168,000円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者(提案者)は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 公示日から候補者となる提案者の特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑦ 過去5年間に、国、地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO/DMC)、観光協会等からの地域観光資源に関わる催事またはプロモーションの実施、市民や地域事業者の意欲醸成を意図したセミナー・ワークショップの開催等に係る受注実績があること。

(2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)①～⑥をすべて満たし、かつ、グループの構成団体のうち1社以上は参加資格(1)⑦を満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に本プロ

ポータルに単独で参加することや他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年5月21日(水)正午まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
(電子メールアドレス) kankoushinkou@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和7年5月23日(金)17時15分まで
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)原本1部
 - ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等
 - (ア)～(ケ)は原本1部・副本1部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること)、(コ)～(ス)は原本1部。(ア)及び(ケ)の副本についてはメール等の通信手段でデータも送信すること。なお、本市の令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、(コ)～(ス)を省略することができる。
 - (ア) 事業計画書(様式3)
別紙「事業計画書及び企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。
 - (イ) 会社概要(様式4)
グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。
 - (ウ) 業務実績調書(様式5)
 - ア 業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料(紙媒体、データ媒体問わず)を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかるホームページがあれば、そのURLを記載することで提出があったとみなす。
 - イ グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。
 - (エ) 実施体制表(様式任意)
本業務の実施体制図(社内外のバックアップ体制も含む)
 - (オ) 担当者名簿、担当者の経歴及び実績等調書(様式6)
本業務の担当者(統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者、会場設営責任者、広報責任者など)のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載すること。
 - (カ) 再委託調書(様式7)
再委託する場合のみ
 - (キ) グループ協定書(様式8)
グループを組む場合のみ
 - (ク) 企画提案書(様式任意)

別紙「事業計画書及び企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(ケ) 参考見積書(様式任意)

事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

(コ) 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:原本】

(サ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可】

(シ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人:納税証明書その3の3、個人:納税証明書その3の2)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可】

(ス) 誓約書、役員等一覧表(様式9)

グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限 令和7年6月4日(水)正午まで(必着)

② 提出場所 生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課観光振興室
(市役所2階27番窓口)

③ 提出方法 書類は持参又は郵送により提出し、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。データはメール等の通信手段により送信すること。

6. 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者5者を選考する。ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和7年6月6日(金)(予定)

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して評価し、最も優れている提案を特定する。なお、プレゼンテーションに際しては第1次審査(書類審査)で提出した企画提案書を用いて実施するため、必要な情報は記載すること。プレゼンテーションに際して、動画など企画提案書以外を併用して提案を行う場合は、企画提案書内にその旨記載し、その実施方法について事務局の承認を得ること。

実施日:令和7年6月17日(火)(予定)

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の日程等を、電話もしくは電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果をメールにより通知する。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 信頼性・実施能力(業務実績) | 20点／230点 |
| (2) 参考見積書 | 10点／230点 |
| (3) 企画提案書・ヒアリング | 200点／230点 |

8. 日程

- | | |
|------------|------------------------|
| 公示 | 5月15日(木) |
| 質問締切 | 5月21日(水)正午まで |
| 質問回答 | 5月23日(金)17時15分までにHPに記載 |
| 企画提案書等締切 | 6月4日(水)正午まで |
| 第1次審査(予定) | 6月6日(金) |
| 第2次審査(予定) | 6月17日(火) |
| 選定結果通知(予定) | 6月下旬 |
| 契約締結(予定) | 6月下旬 |
| 業務開始(予定) | 7月上旬 |

9. 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかった場合。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの。

10. 契約

受託候補者となる提案者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 担当者等、提出した実施体制の内容は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者となる提案者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市 地域活力創生部 商工観光課 観光振興室 担当:河端・南

生駒市東新町8-38 TEL:0743-74-1111(内線)2310

E-mail kankoushinkou@city.ikoma.lg.jp